

国民年金保険料 免除・猶予制度

平成29年度の受け付けは7月3日から

離職や経済的な理由などで、国民年金保険料を納めることが困難な場合には、保険料の免除・猶予制度があります。

問い合わせ 戸籍住民課国民年金係（市庁舎1階、☎65・4143）、帯広年金事務所（西1南1、☎25・8113 音声案内2番↓2番）

7月3日(月)から平成29年度の免除・猶予の申請受け付けが始まります。免除や猶予が認められる期間は、翌年6月までです。申請日時点から2年1カ月前の月分までさかのぼって申請ができます。

免除制度

免除制度には「全額免除」と「一部免除」があり、全額免除と一部免除の納付期間は老齢基礎年金額の一部反映され、受給資格期間にも算入されず。障害年金や遺族年金を受ける際は、保険料納付期間と同様に扱われます。

納付猶予制度

申請して承認された期間は、保険料の納付が猶予されます。

免除・納付猶予申請に必要なもの

- ①年金手帳または基礎年金番号通知書
 - ②本人確認書類(免許証、保険証など)
 - ③印鑑
 - ④代理人が申請する場合は委任状
- <失業などを理由とした特例申請の場合>
- ⑤離職票、雇用保険受給資格者証、辞令など(平成27年12月31日以降離職分)
- ※過年度分を申請する場合は、問い合わせてください。

表 免除・猶予制度の対象者と所得基準・年金額に反映する割合

対象者	前年所得基準(目安)	受け取る年金額の割合(全額納めた場合との比較)
全額免除	(扶養親族等の数+1) × 35万円+22万円	8分の4
3/4免除(1/4納付) ^{※1}	本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の人 ^{※2}	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
半額免除(半額納付) ^{※1}		118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
1/4免除(3/4納付) ^{※1}		158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
納付猶予	・50歳未満 ^{※3} ・本人と配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の人 ^{※2}	(扶養親族等の数+1) × 35万円+22万円
未納		反映しません(受給資格期間に含まれません)

※1 減額された保険料を納めていない期間は、未納扱いとなるので注意してください。
 ※2 失業などを理由とした特例申請があります。
 ※3 平成28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が対象です。

一定の受給資格期間が必要ですが、将来受け取る老齢基礎年金額が減額になる場合や、受給できなくなる場合もあります。

追納しないとは、受給資格期間に含まれません。追納を希望する場合は年金事務所まで手続きしてください。

子育てを地域の みんなで支える

子育て応援事業所

帯広市では、子どもたちの成長を地域全体で応援するため、「子育て応援事業所」の取り組みを進めています。

問い合わせ 子育て支援課(東8南13、保健福祉センター内、☎25・9700)

帯広市では、子育てしやすいまちづくりを進めるため、子育て家庭を支援している事業所を「子育て応援事業所」として登録しています。

室やキッズスペースを設置している所や、「子ども110番の家」として子どもたちの見守りを行っている所があります。

提供される いろいろなサービス

4月現在で、255の事業所が子育て応援事業所に登録しています。各事業所が、市民向け、従業員向けにさまざまな取り組みを行っています。

◆**市民向けサービス**
事業所を利用する子育て家庭向けに、商品の割引販売などのサービスのほか、事業所内などに授乳

◆**従業員向けサービス**

事業所が働く子育て中の従業員向けに、育児休業の取得や勤務時間の短縮、学校行事などの参加に対する有給休暇制度など、従業員が仕事と子育てを両立できるような環境づくりに取り組んでいます。

◆**従業員向けサービス**
事業所で働く子育て中の従業員向けに、育児休業の取得や勤務時間の短縮、学校行事などの参加に対する有給休暇制度など、従業員が仕事と子育てを両立できるような環境づくりに取り組んでいます。

◆**市民向けサービス**

事業所を利用する子育て家庭向けに、商品の割引販売などのサービスのほか、事業所内などに授乳

帯広市 子育て応援事業 紹介 検索

帯広市子育て応援事業所促進奨励金の支給を受けることができます。奨励金の詳細は、工業労政課(市庁舎7階、☎65・4168)に問い合わせください。

このマークが目印です
左記のイラストが描かれたポスターやミニのぼりが、子育て応援事業所の目印です。このマークのあるお店や会社は、子育てを応援している事業所です。



かわいい家族のマークが目印

市ホームページもご覧ください

子育て応援 事業所の声



子育てをしやすい環境づくりをお手伝いしたい

北のハウス
代表取締役
小田 衣代さん

子どもの健康を考えた体に優しく、安全で安心できる住宅を提供したいと思い、子育て応援事業所に登録しました。

子育て応援事業所として、市内の学生やボランティアが出演する「親子のふれあいコンサート」へ協賛しているほか、従業員に対して、育児休業制度や時間外労働の短縮、幼稚園などの行事へ参加する際に休暇を取ることができる制度を整えて、子育てしやすい環境づくりを行っています。

今後も、子育て中の人の子育てしやすい、生き生きと働くことのできる環境づくりに貢献していきたいです。

